

1 虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は利用者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。そのため、公益財団法人調布ゆうあい福祉公社の基本的な考え方としてこの指針を定め、高齢者・障害者虐待についての理解、虐待の未然防止、早期発見及び発生した場合の迅速かつ適切な対応等について共有します。

【虐待の種類】

- ① 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放任：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による上記①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 虐待防止委員の設置及び開催

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(以下、「委員会」という)を設置し、年1回以上開催し、以下の事項について協議します。また、検討結果等について職員に周知徹底を図ります。なお、委員会の設置に関する詳細は別途定めるものとします。

- ① 指針の整備に関すること
- ② 職員研修の内容に関すること
- ③ 虐待等について職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ④ 職員が虐待等を把握した場合に調布市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑥ 再発の防止策を講じた際の効果についての評価に関すること

(2) 委員会の構成員

委員会の委員長は事務局長とする。委員の選任については、公社の当該事業管理者及びサービス管理責任者、法人本部、医師または看護師、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とする。

3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 虐待の防止のための職員研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき、虐待の防止の徹底を図るものとします。
- (2) 虐待の防止のための職員研修は1年に1回以上実施するとともに、新規採用時には必ず実施するものとします。
- (3) 研修の実施内容は記録するものとします。

4 虐待等が発生した場合の対応に関する基本方針

- (1) 虐待が発生した場合は、速やかに調布市に通報します。
- (2) 調布市及び警察等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。
- (3) 虐待等が発生した場合はその再発の確実な防止に努めます。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員は利用者に対して虐待が疑われる場合は、委員に速やかに報告します。
- (2) 委員は苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員からの相談及び報告があった場合は、委員長に報告します。
- (3) 委員長は委員会を開催し、解決にあたります。
- (4) 虐待防止責任者は緊急性が高いと判断される場合は、速やかに調布市に報告します。

6 成年後見制度の活用支援に関する事項

利用者の人権等の権利擁護のため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等の苦情相談については、公社の「福祉サービスに関する苦情解決実施規程」の定めにより解決を図るものとします。

8 利用者等に対するこの指針の閲覧に関する事項

この指針は求めに応じ、いつでも閲覧できるように事業所に備え付けます。また、ホームページ上で公表します。

9 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

- (1) 高齢者に対する虐待に関しては、調布市地域包括支援センターと密に連携を

とりながら対応します。

(2) この指針を改定するときは、委員会にて検討し、承認を得るものとします。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から適用する。